

診療所 待合室

地域医療を守るために

コンビニ受診を控えましょう

ある研修会で、自治医科大学の梶井英治先生が「地域医療の現状と新たな展開」について、次のように話されました。

「地域の大人から子どもまで、健康の守り方、病気の知識や対処術、病院へのかかり方を知り、かかりつけ医を持つこと。特に子ども達へは、いのち・からだ・健康のこと、病気と生活習慣のこと、応急処置について伝えていく。このことが、勤務医師の夜間休日など時間外診療の負担を少なくすることへつながっていく。」

「医師を守り育もうとする地域の力」を育んでいくことが不可欠で、限られた医療資源（人・物・お金・情報）を上手に利用すること

が必要。医療はお互いの「思いやり」によって育まれていくと思う」

メディアで「神の手を持つ医師」「プロフェッショナル」などと比喩される医師や24時間体制で医療に携わる医師の姿も紹介されます。しかし、忘れてならないのは、医師も一人の人間だということ。

兵庫県立柏原病院（かいはら）の小児科を守る会が「軽症でもすぐに病院に行く『コンビニ受診』（注1）を控えましょう」と呼びかけた運動が、コンビニ受診に疲弊した医師を留め、小児科存続につながった例は有名な話です。

鳥取県では、今年2月から「とっとり子ども救急ダ

イヤル（小児救急電話相談）」（注2）相談料無料で看護師に相談できるサービスも始めています。

県の医療情報やサービスを上手に使いながら、一人ひとりが上手なお医者さんのかかり方をする中で、本当に必要な人が必要なきに治療を受けられるように心がけたいものです。

（注1）一般的にごく軽い症状で緊急性もないのに、夜間・休日に病院の救急外来をコンビニのように気軽に利用すること。

（注2）電話番号 #80000
ダイヤル回線IP電話の場合
03・5772・0576

利用時間
平日/午後7時～11時
土日・祝日、年末年始/午前9時～午後11時



むきばんだ
妻木晩田遺跡から

作品募集

第4回むきばんだ弥生の国邑
写真コンクール作品募集



妻木晩田遺跡の風景を題材にした写真を募集します。

■応募締切
平成22年2月28日（日）

■応募条件
・作品は応募期間内に撮影した未発表のものに限りま
す。

・カラープリントA4サイズ
以上で単体写真に限りま
す。

・1人で複数点の応募可。
・応募作品は返却しません。
・入賞作品の著作権は、鳥取

県教育委員会に帰属します。
入賞作品は県が作成する広報誌、ポスター、チラシなどに使用することがあります。

■賞の内容

・最優秀賞
（賞状、賞金2万円） 1点

・優秀賞
（賞状、賞金5千円） 2点

・むきばんだ賞
（賞状、記念品） 2点

・佳作（賞状） 5点
※詳しい募集要項はホームページからダウンロードできます。

■応募・問合せ先

妻木晩田遺跡事務所
☎0859・37・4000
<http://www.pref.tottori.lg.jp/mukibanda/>

年末年始休場のお知らせ

年末年始は、下記の期間が休場となり、遺跡への入場ができません。ご了承ください。

■休場期間

平成21年12月29日（火）から
平成22年1月3日（日）まで

※12月26日（土）、27日（日）は遺跡見学できません。